

5 東彼杵町告示第 18 号

東彼杵町高齢者サービス調整チーム設置要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年2月24日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町高齢者サービス調整チーム設置要綱の一部を改正する告示

東彼杵町高齢者サービス調整チーム設置要綱（平成21年告示第37号）の一部を次のように改正する。

改正部分は、次の表の下線部分である。

改正後	改正前
<p>(入所措置の要否の判定の方法)</p> <p>第3条 調整チームは、前条第1項各号の判定に当たっては、「老人ホームへの入所措置等の指針について」（平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通達）第5に定める「措置の基準」に基づき、健康状態、環境の状況等について_____</p> <p>_____総合的に判定を行うものとする。</p> <p><u>別記様式 削除</u></p>	<p>(入所措置の要否の判定の方法)</p> <p>第3条 調整チームは、前条第1項各号の判定に当たっては、「老人ホームへの入所措置等の指針について」（平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通達）第5に定める「措置の基準」に基づき、健康状態、環境の状況等について<u>同通達別紙「老人ホーム入所判定審査票」（別記様式）</u>により総合的に判定を行うものとする。</p> <p><u>別記様式（第3条関係）</u></p> <p>(略)</p>

附則

この告示は、公布の日から施行する。